

大項目	基本理念・原則	
小項目		
条文素案	<p>(自治の基本原則) 関市における自治の推進は、次に掲げる事項を基本原則とします。 (1) 住民自治の原則 議会及び市は、主権を有する市民の意思と責任に基づき自治を推進します。 (2) 情報共有の原則 市民、議会及び市は、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有します。 (3) 参画の原則 議会及び市は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。 (4) 協働の原則 市民、議会及び市は、それぞれの役割や責務を自覚し、協働してまちづくりを行います。</p>	
解説	<p>自治の基本原則として、自治の主権者は市民であること、まちづくりに関する情報は、議会や執行機関だけでなく広く市民と共有されなければならないこと、市政運営は市民参加のもと行うこと、まちづくりは、市民相互、市民と市が連携協力して取り組まなければならないことを規定するものです。基本理念は前文に含めるものとし、基本原則のみの規定です。</p>	
他自治体の条文	岐阜市	<p>(基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。 (基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。 (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2) 役割分担及び協働によること。 (3) 情報を共有すること。 (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。 (5) 地域の特性を生かすこと。 (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。</p>
	垂井町	<p>(基本理念) 第3条 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。 (情報共有) 第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。 (住民参加) 第5条 住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めます。 (協働のまちづくり) 第6条 住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組みます。</p>
	伊賀市	<p>(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。 (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p>

大項目	基本理念・原則	
小項目		
		<p>(自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。 (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。 (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。</p>
	高浜市	<p>(まちづくりの基本原則) 第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。 (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。 (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。 (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。</p>
	刈谷市	<p>(自治の基本原則) 第4条 自治の主役は市民とし、その基本となる原則は次のとおりとする。 (1) 参加の原則 まちづくりは、市民の参加を基本とする。 (2) 共存・協働の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりを進める。 (3) 情報共有の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有する。 (4) 適正な市政運営の原則 議会及び市長その他の執行機関は、市民の信託に応えるよう適正な市政運営を行う。</p>
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念は、まちをつくる際の基本的な考え方、基本原則は、まちをつくる際の具体的な進め方として整理し、規定することが多い。基本理念には、まちのあるべき姿が規定されていることが多く、基本理念は前文に含め、基本原則を箇条書きで規定することもあります。 ・住民自治は、自治運営において、最も基本となる原則であるが、その定義は様々です。 ・情報共有は、行政だけでなく、市民や市民活動団体も公共主体の位置づけるなら、それぞれが保有する情報は共有財産として相互に利用することが重要です。 ・「住民自治の原則」「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」などが多くの条例で原則として規定されています。 ・「参画」は、企画・立案の段階から主体的に参加していくこと、「参加」は決まったことに形式的に加わることを意味する。「参画」多く使われるようになっていますが、ほとんど区別なく使われています。 ・参加の対象を行政・議会だけでなく、公益性のある市民活動への参加も対象に含める必要があります。 ・参加主体も市民だけでなく、地域住民や自治会、NPO法人や企業も含めることが考えられます。 ・基本構想との整合性を図る必要があります。 	

大項目	基本理念・原則
小項目	
意見、課題	①盛り込むべき事項、内容及び表現
	②問題点、課題
	③その他